

東北防衛局における監督及び検査のための航空機の使用及び搭乗に関する規則を次のように定める。

平成 20 年 3 月 31 日

東北防衛局長 酒井 隆

東北防衛局における監督及び検査のための航空機の使用及び搭乗に関する規則

改正 平成 24 年 3 月 30 日 東北防衛局達第 3 号
令和 2 年 3 月 31 日 東北防衛局達第 1 号
令和 3 年 2 月 8 日 東北防衛局達第 1 号

(目的)

第 1 条 この規則は、航空機の製造、改造、修理等に関する契約の履行に関し、航空機の使用及びとう乗に関する訓令（昭和 36 年防衛庁訓令第 2 号。以下「訓令」という。）に定めるもののほか、東北防衛局が行う監督及び検査のために当該航空機を使用し、又はこれに搭乗する場合について、必要な事項を定めることを目的とする。

(自衛隊に属する航空機の使用)

第 2 条 郡山防衛事務所長は、訓令第 3 条第 4 号の規定に基づき、自衛隊に属する航空機を契約相手方に運航させる場合は、航空機運航搭乗申請書「別記様式第 1 号」2 部を提出させ、その内容を審査のうえ承認し、1 部を契約相手方に交付するとともに、1 部を保管するものとする。

2 航空機の運航は、前項の承認を与えた後でなければ、これを運航させてはならない。

(使用航空機への契約相手方の搭乗)

第 3 条 契約相手方が、契約条件に基づき、訓令第 6 条第 5 号及び第 7 条第 1 項第 10 号に規定する使用航空機への搭乗を必要とする場合の申請及び承認の手続については、前条の規定を準用する。

(監督及び検査のための航空機の搭乗)

第 4 条 郡山防衛事務所長は、訓令第 6 条第 5 号及び第 7 条第 1 項第 10 号の規定に基づき、監督及び検査職員を監督及び検査のため使用航空機に搭乗させる必要がある場合は、航空機搭乗命令簿「別記様式第 2 号」により、航空機への搭乗を命じて行わなければならない。

2 航空機の製造請負契約及び売買契約に関し、訓令第 11 条の規定に基づき、監督

及び検査職員又は航空従事者並びに準航空業務に従事する者が、自衛隊に属さない航空機に搭乗する場合は、事前に航空機搭乗承認申請書「別記様式第3号」により郡山防衛事務所長の承認を受けなければならない。

(使用航空機の運航に関する指示)

第5条 郡山防衛事務所長は、使用航空機の運航に関し、必要と認めるときは、機長に航空機の運航に関する訓令（昭和31年防衛庁訓令第34号）第2条、第3条及び第4条に規定する指示を行うものとする。

(報告)

第6条 郡山防衛事務所長は、各四半期経過後15日以内に契約相手方の搭乗実績をとりまとめ、訓令第12条に規定する様式により局長に報告するものとする。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 [平成24年3月30日東北防衛局達第3号]

この達は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 [令和2年3月31日 東北防衛局達第1号]

この達は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 [令和3年2月8日 東北防衛局達第1号]

この達は、令和3年2月8日から施行する。

別記様式第1号（第2条関係）

航空機 運航 承認申請書
搭乗

令和 年 月 日

東北防衛局
郡山防衛事務所長 殿

会社名
代表者名

下記のとおり航空機 運航 搭乗 を承認されたく申請する。

記

機種	
機番	
目的	
場所	
予定時間	
搭乗者 所属官職氏名	
その他必要事項	

東防郡第 号
上記の申請を承認する。

令和 年 月 日

郡山防衛事務所長

注意：搭乗者所属官職名欄には担当業務を明示すること。

別記様式第2号（第4条関係）

航空機搭乗命令簿

機種及び 機 番	搭乗年月日 及び時間	搭 乗 目 的	搭乗者所属 官 職 氏 名	その他

郡山防衛事務所長
氏 名（自 筆）

別記様式第3号（第4条関係）

航空機搭乗承認申請書

令和 年 月 日

東北防衛局
郡山防衛事務所長 殿

所 属
官職氏名

下記とおり航空機搭乗を承認されたく申請する。

記

機 種	
機 番	
目 的	
場 所	
予 定 時 間	
搭 乗 者 所属官職氏名	
その他必要事項	

東防郡第 号
上記の申請を承認する。

令和 年 月 日

東北防衛局郡山防衛事務所長